

規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十七号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則

(敷地等と道路との関係の制限の適用除外に係る認定)

第一条 特例畜舎等に係る畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則(令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。)第四十八条第二項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一号の申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 付近見取図
- 二 配置図
- 三 平面図
- 四 二面以上の立面図
- 五 二面以上の断面図

2 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしたときは、様式第二号の通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 知事は、省令第四十八条第二項の規定による認定をしないときは、様式第三号の通知書に、第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(知事が必要と認める図書)

第二条 省令第六十四条第一項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 特例畜舎等以外の畜舎等にあつては、畜舎建築利用計画が畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号。以下「法」という。)第三条第三項第四号に適合するものであることについて、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関の審査を受けた際に交付される適合を証する書面及び省令別表第一の各項に掲げる図書
- 二 前号に掲げるもののほか、知事が別に定める図書

(知事が不要と認める図書)

第三条 省令第六十四条第二項に規定する知事が不要と認める図書は、省令別表第

二から別表第八までに掲げる図書（省令第四十八条第二項の規定が適用される畜舎等に係る場合においては同項の規定に適合することの確認に必要な図書を除く。）とする。

（利用状況の報告）

第四条 省令第九十一条の知事の定める日は、法第六条第一項の規定による届出をした日の翌日から起算して五年の期間ごとに、当該期間の満了日とする。

2 法第十三条第一項の規定による報告は、前項の満了日前三月以内に行うものとする。

（身分証明書）

第五条 法第十四条第四項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（建築等又は利用の取りやめ）

第六条 認定計画実施者は、認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめるときは、様式第五号の申出書に省令第七十一条第一項の通知書（法第四条第一項の規定による変更の認定を受けた者にあつては、省令第七十一条第一項の通知書及び省令第七十二条第三項の通知書）を添えて、事前に知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第七条 法第三条第一項の規定による認定、法第四条第一項の規定による変更の認定、法第六条第二項ただし書の規定による認定若しくは省令第四十八条第二項の規定による認定又は法第十条第一項から第三項までの規定による認可の申請を取り下げようとする者は、様式第六号の届出書を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

接道の制限の適用除外に係る認定申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
申請者の連絡先
代表者の氏名

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定による認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1 設計者の概要

- (1) 資格 () 建築士 () 登録第 号
- (2) 氏名
- (3) 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- (4) 所在地
- (5) 連絡先

2 畜舎等及び畜舎等の敷地に関する事項

- (1) 工事施工地又は所在地
- (2) 区域、地域、地区又は街区
- (3) 道路
 - ア 幅員
 - イ 敷地と接している部分の長さ
- (4) 敷地面積
 - ア 敷地面積

イ 省令第45条に規定する畜舎等の建蔽率

ウ 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値

(5) 畜舎等の種類

飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎

(6) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(7) 建築面積

ア 建築面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

イ 建蔽率

(8) 床面積 (申請部分 m^2) (申請以外の部分 m^2) (合計 m^2)

(9) 申請に係る畜舎等の数

(10) 工事着手予定年月日

(11) 工事完了予定年月日

(12) 備考

4 畜舎等別の構造及び設備の概要

(1) 番号

(2) 工事種類

新築 増築 改築 柱を撤去する行為 模様替

(3) 構造 造 一部 造

A構造畜舎等 B構造畜舎等

(4) 高さ m

(5) 備考

認定通知書

認定番号 第 号
認定年月日 年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった接道の制限の適用除外については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第2項の規定に基づき、認定しましたので通知します。

- 1 認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地
- 2 認定に係る畜舎等の種類

不認定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事 印

年 月 日付けで申請のあった接道の制限の適用除外については、下記
の理由により畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第48条第
2項の規定による認定をしないものとします。

記

不認定の理由

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平
成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第4号（第5条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日	年 月 日生
	年 月 日交付
	年 月 日限り有効
埼玉県知事	印

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

取りやめ申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申出者の住所又は
主たる事務所の所在地
申出者の氏名又は名称
申出者の連絡先
代表者の氏名

下記のとおり認定を受けた畜舎等の建築等（利用）を取りやめたいので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則第6条の規定により申し出ます。

記

- 1 取りやめの年月日
- 2 畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日
- 3 取りやめの理由

取下げ届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称
届出者の連絡先
代表者の氏名

下記の申請を取り下げたいので、届け出ます。

記

- 1 申請の種類
 - 法第3条第1項の規定による認定
 - 法第4条第1項の規定による変更の認定
 - 法第6条第2項ただし書の規定による認定
 - 法第10条第1項から第3項までの規定による認可
 - 省令第48条第2項の規定による認定
- 2 申請年月日
- 3 取下げの理由